

浜松市浜北区みどりを守り育てる運動報償金交付要綱

(目的)

第1条 みどり豊かなまちづくりを推進するため、緑地の除草並びに樹木の肥培管理（以下「みどりを守り育てる運動」という。）を実施する浜松市浜北区町内会等の自治組織（以下「町内会等」という。）に対して報償金を交付する。

(対象)

第2条 緑地については公園、街路樹の植栽樹、町内会等が管理する遊園地等にあるものとする。

2 樹木については町内会等が管理するものとする。

(報償金の額)

第3条 緑地の除草作業に対する報償金の額は、予算の範囲内において緑地面積1㎡当たり15円を上限とする。ただし、1か所当たり年間2回を限度とする。

2 樹木の肥培管理に対する報償金の額は、予算の範囲内において施肥に要する実費を上限とする。ただし、1か所当たり年間1回を限度とする。

(提出書類)

第4条 報償金の交付を受けようとする町内会等は、作業実施後みどりを守り育てる運動実績書（別記様式）を区長に提出するものとする。

2 実績書の提出は、作業終了の日から起算して1か月以内とする。

3 除草については、実績書に作業前後の写真各1枚を添付する。

4 肥培管理については、実績書に肥料代に係る領収書を添付する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式

年度みどりを守り育てる運動実績書

年 月 日

(あて先) 浜松市浜北区長

実施団体名

住所

代表者

氏名

㊞

年度みどりを守り育てる運動の報償金の交付を受けたいので実績書を提出します。

記

実施年月日 平成 年 月 日

実施場所

実施内容 除草・肥培管理

参加人員 人

除草の場合、作業前後の写真各1枚を添付すること。
肥培管理の場合、領収書を添付すること。

振込先

金融機関	口座番号	フリガナ 口座名義
農協	普通	
銀行	総	
金庫	支店 支所 当	

上記振込先について誤って記載されますと支払に支障を来たしますので誤りの無いようお願いします。